

決算をお知らせします

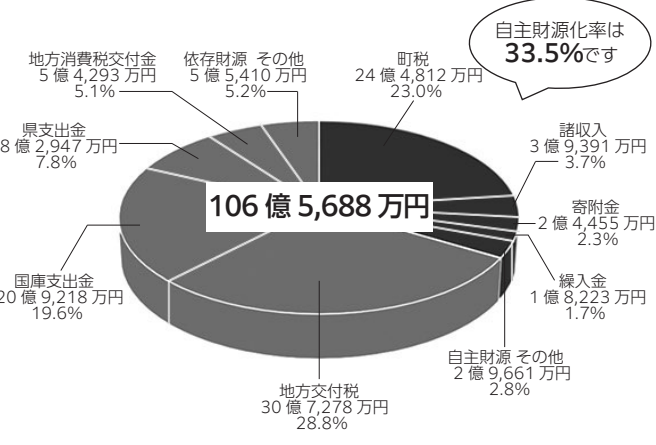
問財務課 ☎820－5 6 3 2

令和6年度の決算が、熊野町議会9月定例会で認定されました。なお、数値について、表記単位未満は端数処理しています。

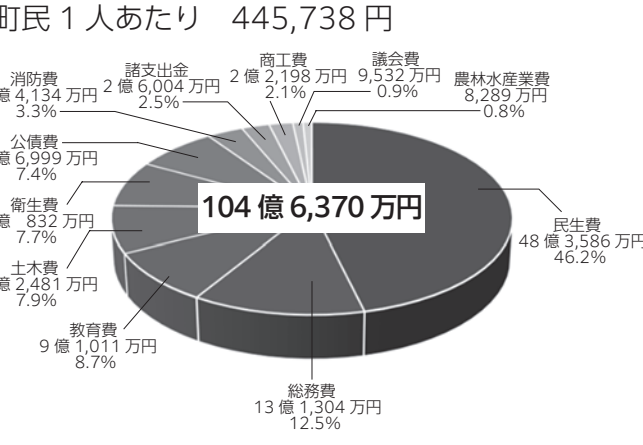
■ 一般会計

「一般会計」とは、福祉や教育、道路整備など、町の行政運営のための収入・支出を経理する会計のこと。

歳入 106 億 5,688 万円
前年度比 2 億 8,249万円増(2.7%増)



歳出 104 億 6,370 万円
前年度比 2 億 6,779万円増(2.6%増)
町民 1 人あたり 445,738 円



① 民生費 48 億 3,586 万円
1 人あたり 206,000 円
○保育所、福祉事務所の運営
○放課後児童クラブの運営 ○障害者への支援
○非課税世帯などへの臨時特別給付金

② 総務費 13 億 1,304 万円
1 人あたり 55,934 円
○筆の里工房の運営(指定管理)
○おでかけ号の運行
○個人番号カードの発行

③ 教育費 9 億 1,011 万円
1 人あたり 38,769 円
○学校・教育施設の改修工事
○学校支援員の配置
○公民館の管理

④ 土木費 8 億 2,481 万円
1 人あたり 35,136 円
○道路・橋梁などの改良、維持補修
○町営住宅の管理
○筆の里工房周辺の整備

⑤ 衛生費 8 億 832 万円
1 人あたり 34,433 円
○廃棄物の収集・運搬・処理
○感染症対策
○出産子育て応援交付金

⑥ 公債費 7 億 6,999 万円
1 人あたり 32,800 円
○借り入れた町債の元利償還金

⑦ 消防費 3 億 4,134 万円
1 人あたり 14,541 円
○消防団の運営
○常備消防(広島市消防)への委託
○災害予防・啓発

⑧ その他(諸支出金、商工費、議会費、農林水産業費) 6 億 6,023 万円
1 人あたり 28,125 円
○地域経済応援クーポン券の発行 ○商工・観光の推進
○議会の運営 ○農業施設の整備 など

科目・決算額
町民 1 人あたりの支出
○主な事業

■ 特別会計および企業会計

「特別会計」とは、特定の事業を行うために一般会計から区分して経理する会計のこと。また、「企業会計」とは、独立採算制を原則に企業としての経営力を発揮しながら運営する会計のこと。

会計名		歳入	歳出	差引
国民健康保険事業特別会計		21 億 9,647 万円	21 億 9,025 万円	622 万円
後期高齢者医療特別会計		9 億 7,537 万円	9 億 6,296 万円	1,241 万円
介護保険特別会計		24 億 993 万円	23 億 8,820 万円	2,173 万円
下水道事業会計	収益的収支	5 億 8,505 万円	5 億 5,095 万円	3,410 万円
	資本的収支	3 億 7,639 万円	5 億 5,427 万円	△1 億 7,788 万円



◀令和 6 年度の決算書はこちらからご覧いただけます

■ 主な事業



熊野町地域経済応援クーポン券事業
事業費 7,902 万円
エネルギー・食品価格などの物価高騰対策として、地域経済の活性化や生活支援を目的にクーポン事業を実施しました。



小規模崩壊地復旧事業
事業費 2,481 万円
平成30年7月豪雨災害で被災し、治山堰堤事業が実施された下流部において、保全対象への土砂災害対策を図るため、城之堀(高山、古屋奥)地区で水路整備工事を実施しました。



筆の里工房周辺整備事業
事業費 4,364 万円
筆の里工房北側の都市公園予定地に、調整池、仮設駐車場の整備工事を実施するとともに、駐車場エレベーター棟の基本・実施設計業務などを実施しました。



町道城之堀線改良事業
事業費 5,177 万円
城之堀線において、狭隘な区間の一部を改良し、通学する児童・生徒の安全性の向上と、道路利用者の円滑な交通を確保するため、城之堀6丁目および9丁目工区の用地購入と道路改良工事を実施しました。



町民会館アスファルト舗装改修事業
事業費 1,991 万円
損傷が著しい町民会館敷地内のアスファルト舗装を改修し、施設利用者の安全安心な利用環境を確保しました。

福祉医療費公費負担事業(こども医療)
事業費 7,846 万円
令和7年1月から、入院通院助成対象を高校生年代まで拡大、所得の制限を撤廃することで、子育て支援の拡大を図りました。

定額減税補足給付金支給事業
事業費 2 億 1,266 万円
デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた定額減税措置により減税しきれない減税額を給付しました。

■ 令和 6 年度決算に基づく財政の健全性に関する比率について

令和6年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は下表のとおりです。
町では、「健全化判断比率」および「資金不足比率」は、いずれも「早期健全化基準」または「経営健全化基準」を下回り、健全財政を維持しています。
なお、この健全化判断比率などの詳細、ホームページでご覧いただけます。

【健全化判断比率】 (単位：％)				
区分	実質赤字比率 一般会計などの実質赤字の標準財政規模に対する比率	連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 一般会計などが負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率	将来負担比率 地方債残高など、一般会計などが将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
健全化判断比率(早期健全化基準)	－	－	6.8	－
県内平均	(14.42)	(19.42)	(25.0)	(350.0)
市内平均	－	－	7.1	71.3

※「実質赤字額」「連結赤字額」「将来負担率」がない場合は、(－)を記載しています。

【資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率)】

区分	下水道事業会計(法適用企業)
資金不足比率	－
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと

※「資金不足額」がない場合、(－)を記載しています。



◀詳細は町ホームページをご覧ください